確認済み証の交付

- 法6条1項
  - 一号　特殊建築物　法別表第１（い）欄の用途の床面積の合計200㎡超　建築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更
  - 二号　木造
    - 階数≧３
    - 延べ面積≧５００㎡
    - 高さ〉13m
    - 軒の高さ〉９m
    - → 建築、大規模の修繕、大規模の模様替、
  - 三号　木造以外　建築、大規模の修繕、大規模の模様替、
  - 四号　一号～三号に該当しないもの　建築
- 法6条2項　確認申請が不要な場合　床面積の合計が10㎡以内
- 法6条の４　確認の特例
- 法87条
  - 法88条　工作物への準用
  - 用途変更
  - 令137条の18　類似用途
- 令138条　確認申請を必要とする工作物
  - 1項　煙突等の工作物
    - 煙突→６m超え
    - 広告塔→４m超え
    - 擁壁等→２m超え
  - 2項　昇降機等の工作物
    - 乗用エレベーター、エスカレーターで観光用のもの
    - ウォーターシュート
    - コースター高架の遊戯施設等
  - 3項　製造施設等の工作物
    - 第一号
      - 鉱物・岩石・土砂等の粉砕原動機を使用→工作物で・・・
      -
    - 第二号
      - 自動車車庫の用途に供する工作物
      - 築造面積50㎡超

検査、報告、届出

- 法7条　完了検査
  - 4日以内
  - 建築主事まで
- 法7条の３　中間検査
  - 特定工程終了後
  - 4日以内
- 法７条の６　仮使用
- 法12条3項
  - 令16条３項
    - 定期検査
    - 昇降機、建築設備、防火設備
  - 令129条の３
- 法8条　維持保全
- 法90条の３
  - 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出
  - 令147条の２
- 法87条の準用
  - 法12条5項　報告、検査等
  - 法9条　違反建築物に対する措置
  - 法87条　用途の変更に対するこの法律の準用